

松蔭大学学則

第1章 総則

(所在地・目的)

第1条 本学は、松蔭大学と称し、本校舎を神奈川県厚木市森の里若宮9番1号に置く。本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、吉田松蔭の実学精神に基づく「知行合一」を校是とした創設者の建学精神に則り、広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために必須の「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成を目的とする。

(経営文化学部の目的)

第1条の1 本学部は、建学の精神に基づく「知行合一」を目指し、企業の社会的責任、企業倫理、法令遵守、企業金融などを重視した企業経営に関する専門分野の教育研究を行い、経営文化の視点と発想を持ち、本学の教育理念である「ホスピタリティ」を実現できる人材の育成を目的とする。

(経営文化学部 ビジネスマネジメント学科の目的)

第1条の1の1 本学科は、機能主義に立脚して経済的利益や効率性を重視してきた従来の経営学に、企業の社会的責任や企業倫理の概念を導入してビジネスマネジメントに関する専門分野の研究教育を行い、経営文化の視点と発想を持った人材の育成を目的とする。

(経営文化学部 経営法学科の目的)

第1条の1の2 本学科は、企業経営に求められる法令遵守(コンプライアンス)を円滑に実現するために企業経営に必要な法制の研究教育を行い、健全なリーガルマインドを持った実学精神「知行合一」を実現できる人材の育成を目的とする。

(コミュニケーション文化学部の目的)

第1条の2 本学部は、文化の伝達、交流がコミュニケーションを通して図られてきた歴史的事実に基づいて、コミュニケーションを人間の精神活動、社会的行為のすべてであるととらえ、社会で共有される考え方や方法、手段についての研究教育を行い、広い視野と豊かな人間性を身につけて、違いを受け入れ、互いに尊重し、共生しうる人材を育成することを目的とする。

(コミュニケーション文化学部 異文化コミュニケーション学科の目的)

第1条の2の1 本学科は、グローバル化が進展した国際社会において協働、共生していくために、また、世代、価値観、業種などにおける考え方の多様化が顕在化している国内社会においても協働、共生しながら活躍できるように、異なる文化や価値体系を深く理解し、受容することを目指し、「異文化理解」と「言語コミュニケーション」において、高い能力をもった人材の育成を目的とする。

(コミュニケーション文化学部 生活心理学科の目的)

第1条の2の2 本学科は、日常生活場面の心理学を指向する。人間の行動は、行動の主体と周囲の事情との関係において成立する、という心理学の基本的な考え方に準拠し、自分の考えを持って行動できる主体性の確立、他とのコミュニケーションにおける信頼関係、および生活環境条件の整備を図り、広く社会生活へのより豊かな適応能力の育成を目的とする。

(コミュニケーション文化学部 日本文化コミュニケーション学科の目的)

第1条の2の3 本学科は、国内社会のみならず国際社会においても協働し、共生していくためのコミュニケーションにおいては、自国の文化を深く理解し、文化の醸成に加わり、発信し、継承していくことが求められているので、日本文化を理解し、発信し、伝承することにおいて専門的知識を持つと同時に、高い日本語運用技能を有したコミュニケーション能力のすぐれた人材の育成を目的とする。

(コミュニケーション文化学部 子ども学科の目的)

第1条の2の4 本学科は、広く教養と専門性を養うと共に、人間教育に基づいて形成されたコミュニケーション能力を生かし、現代社会における子どもの発達を多面的、総合的に教育研究し、次世代の担い手である子どもの豊かな人間性と社会性の発達を支援し、指導するための高度な専門性と教育的実践力を養成し、地域社会の発展に貢献できる心身ともに健全な人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部の目的)

第1条の3 本学部は、地球的規模でヒト・モノ・カネ・情報が行き交う21世紀においてその重要性を益々高めつつある観光、メディア、情報について、専門的研究及び教育を行うことにより、グローバル化と高度情報化時代への適応力を備え、日本や世界を舞台に活躍、貢献できる人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部 観光文化学科の目的)

第1条の3の1 本学科は、観光対象としての文化と、観光客と住民との交流により新たに構築される文化の二つの視点から観光現象がもたらす豊かな文化の創造と変革について研究教育し、観光の普遍的な諸価値を理解した上で、観光事業におけるホスピタリティ産業で活躍できる経営センスを体得した人材の育成を目的とする。

(観光メディア文化学部 メディア情報文化学科の目的)

第1条の3の2 本学科は、高度情報化社会に対する豊かな適応能力とグローバル化時代への広い視野を備え、地域社会に貢献し、日本や世界を舞台に活躍できる人材の育成を目的とする。このため現代社会に氾濫するメディア情報を的確に読み解き、適切に問題に対処するメディアリテラシーと新しい文化的価値を生み出し自ら発信できる能力を育む教育を行う。

(看護学部 看護学科の目的)

第1条の4 学園の教育基盤「知行合一」と「ホスピタリティ」にのっとり、人間に対する総合的な理解に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する専門の学術を教授研究し、看護職者として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性と高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表し、自らの改善、向上に結びつけるため第三者機関による評価を定期的実施する。

3 点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学部・学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	3 年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	72	2	292
	経営法学科	72	2	292
コミュニケーション 文化学部	異文化コミュニケーション学科	48	2	196
	生活心理学科	48	2	196
	日本文化コミュニケーション学科	48	2	196
	子ども学科	40	2	164
観光メディア 文化学部	観光文化学科	48	2	196
	メディア情報文化学科	48	2	196
看護学部	看護学科	80	—	320

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の定めにかかわらず、学長は前学期及び後学期の授業日数を調整するため、前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

第7条 休業日は次のとおり定める。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本学の創立記念日 4月18日

四 春期休業日 3月26日から3月31日まで

五 夏期休業日 8月1日から9月12日まで

六 冬期休業日 12月26日から翌年1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日に臨時の授業日を設けることができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第8条 授業科目を分けて、基礎科目、経営文化学部ビジネスマネジメント学科の専門科目、経営文化学部経営法学科の専門科目、コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科の専門科目、コミュニケーション文化学部生活心理学科の専門科目、コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科の専門科目、コミュニケーション文化学部子ども学科の専門科目、観光メディア文化学部観光文化学科の専門科目、観光メディア文化学部メディア情報文化学科の専門科目、看護学部看護学科の基礎分野科目、専門基礎分野科目、専門分野科目、教職に関する専門科目、学芸員に関する専門科目、司書教諭に関する専門科目、社会教育主事に関する専門科目及び保育士に関する専門科目とする。

各学科の教育課程は別表第1の通りとする。子ども学科の授業科目については、幼稚園教諭の専門科目は別表第1の2、幼稚園教諭と保育士養成課程の専門科目は別表第1の3の通りとする。

(授業日数)

第9条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする

二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする

三 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする

四 卒業研究における成果は、その成果を評価して2単位（看護学部は4単位）を与えることができる

- 2 各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次40単位、2年次38単位、3年次38単位、4年次50単位を上限とする。

- 3 看護学部看護学科の各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次48単位、2年次48単位、3年次40単位、4年次30単位を上限とする。

- 4 コミュニケーション文化学部子ども学科の各年次で履修登録できる単位数は、原則として1年次48単位、2年次48単位、3年次42単位、4年次42単位を上限とする。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第12条 学習成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。

第5章 入学、退学、休学、復学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は後学期とすることがある。

(入学志願者の資格)

第14条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- 一 高等学校を卒業した者（卒業見込者を含む）
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。

(入学志願者の手続)

第15条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の期日、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学選考)

第16条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第18条 入学を許可された者が、指定の期日までに入学に必要な手続を完了しないときは、入学の許可を取り消す。

(休学)

第19条 病気又はやむを得ない事由のため引き続き3ヵ月以上修学の出来ない者は、診断書その他必要な証明書類を添え、保証人連署の上、休学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第20条 特殊の病気のため長期の療養を必要と認めた場合は、休学を命ずることがある。

第21条 休学期間は3年を超えることができない。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

3 休学中は授業料の半額を在籍料として徴収する。ただし、その他の学納金については全額を納入しなければならない。

(退学)

第22条 退学を希望するときは、その事由を記し、保証人連署の上、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第21条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 指定の期日内に授業料等を納入せず、催告を受けて30日以内に納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(復学)

第24条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署の上、復学願を提出し学長の許可を受けなければならない。ただし、病気のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添えなければならない。

第25条 病気その他止むを得ない事故で退学をした者が復学を願い出た場合には、審査の上これを許可することがある。

(編入学)

第26条 短期大学、高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で本学に編入学を志願する者には、選考の上第3年次に入学を許可す

ることがある。ただし、看護学部には適用しない。

(再入学及び学士入学)

第27条 本学又は他の大学を卒業した者又は退学した者で本学に再入学又は学士入学を志願する者には、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。ただし、看護学部には適用しない。

(転入学)

第28条 他の大学から本学に転入学を希望する者に対しては、正当な理由があると認めた場合審査の上これを許可することがある。ただし、看護学部には適用しない。

(転学)

第29条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第30条 他の学部・学科に移籍を希望する者があるときは、学長が許可することがある。ただし、看護学部看護学科への転学部・転学科は認めない。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、次の各号に定める卒業要件単位を修得しなければならない。(別表第1)

一 経営文化学部ビジネスマネジメント学科、経営文化学部経営法学科、コミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科、コミュニケーション文化学部生活心理学科、コミュニケーション文化学部日本文化コミュニケーション学科、観光メディア文化学部観光文化学科、観光メディア文化学部メディア情報文化学科の卒業要件単位は124単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする。なお、他学部・他学科等の専門科目の卒業要件への参入は、12単位を上限とする

基礎科目 32 単位以上、専門科目 80 単位以上

二 看護学部看護学科の卒業要件単位は125単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする

基礎科目 26 単位以上、専門基礎科目 24 単位以上、専門科目 75 単位以上

三 コミュニケーション文化学部子ども学科の卒業要件単位は124単位とし、科目ごとの修得単位は次の通りとする

基礎科目 28 単位以上、専門科目 96 単位以上

四 コミュニケーション文化学部子ども学科は、幼稚園教諭免許取得を卒業要件とする。

(入学後の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと認めることができる。

2 前項の規定は、学生が入学後に外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 看護学部については前項の規定にかかわらず、基礎分野16単位までは認める。

(入学後の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学後に行う短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、看護学部は除く。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位

を超えないものとする。

4 看護学部については前項の規定にかかわらず、基礎分野16単位までは認める。

(教育職員免許取得、博物館学芸員資格、保育士資格、司書教諭資格及び社会教育士資格の要件)

第35条 教育職員免許状を取得しようとする者は、経営文化学部ビジネスマネジメント学科又はコミュニケーション文化学部異文化コミュニケーション学科・日本文化コミュニケーション学科・子ども学科、観光メディア文化学部メディア情報文化学科に在籍し、第31条に規定する所要の単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。(別表第2)

第35条の1 博物館法(昭和26年法律第285号)による学芸員の資格を取得しようとする者は、定められた科目の単位を取得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。(別表第3)

第35条の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく保育士資格を得ようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 コミュニケーション文化学部生活心理学科の保育士養成課程の定員は30名とする。

3 第1項に定められた科目及び単位数は別に定める。(別表第6)

第35条の3 学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)による司書教諭の資格を取得しようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。(別表第4)

第35条の4 社会教育法(昭和24年文部省令法律207号)による社会教育主事及び社会教育士の資格を取得しようとする者は、別に定める教科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項に定められた科目及び単位数は別に定める。(別表第5)

(免許の種類)

第36条 前条に規定する単位を修得した者は、次の表のとおり免許状を取得することができる。

学 部	学 科	免許状の種類	教科
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民 地理歴史
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語
	日本文化コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語 国語
	子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	
観光メディア文化学部	メディア情報文化学科	高等学校教諭一種免許状	情報

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第38条 前条により本学を卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

経営文化学部

ビジネスマネジメント学科 学士(経営文化学)

経 営 法 学 科 学士(経営文化学)

コミュニケーション文化学部

異文化コミュニケーション学科 学士(異文化コミュニケーション学)

生 活 心 理 学 科 学士(応用心理学)

日本文化コミュニケーション学科 学士(日本文化コミュニケーション学)
子ども教育学科 学士(子ども教育学)

観光メディア文化学部
観光文化学科 学士(観光文化学)
メディア情報文化学科 学士(メディア情報文化学)

看護学部
看護学科 学士(看護学)

第7章 学納金

(学納金)

第39条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

- 一 入学検定料 30,000 円(ただし、大学入試センター試験利用入試 15,000 円)
- 二 入学金 330,000 円(全学部)
- 三 授業料 690,000 円
(経営文化学部・コミュニケーション文化学部・観光メディア文化学部)
880,000 円(看護学部)

- 2 入学検定料は出願時に、入学金は入学時に、授業料は所定の期間内にそれぞれ納付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもの以外の学納金及びその納付方法については、別に定める。
- 4 学長が認めた者は、第1項の定めにかかわらず学納金等の全部または一部を減免することがある。

(学納金の還付)

第40条 入学金、授業料及びその他既納の学納金は、事由の如何にかかわらず還付しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 品行方正、学力優秀で総ての点において全学の模範とする者がある場合には、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第42条 学則に違反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、次のとおりとする。
 - 一 訓告
 - 二 停学
 - 三 退学処分
- 3 前項第三号の退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。
 - 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 出席常でない者、又は正当な理由がなく長期にわたり無届欠席をした者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(通告)

第43条 前条により停学又は退学を命じた場合は、その旨を父母又は保証人に通告する。

第9章 職員の組織

(職員組織)

第44条 本学に学園長、学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 必要に応じ、学長補佐を置く。
- 3 本学に名誉教授、客員教授を置くことができる。これについて必要な事項は別に定める。

(職員の職務)

第45条 職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 学園長は、理事会の命を受けて、学園の校務を総轄する
- 二 学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する
- 三 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるとき、学長の職務を代行する
- 四 学長補佐は、学長を補佐し、大学の校務のうち、重要事項にかかるものを総括整理する
- 五 学部長は、学長の命を受けて学部を総括する
- 六 学科長は、学部長を補佐し、学科を総括する
- 七 教授は、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事し、あわせて学生の一般生活を補導する
- 八 准教授は、教授に準ずる職務に従事する
- 九 講師は、准教授に準ずる職務に従事する
- 十 助教は、主として教育研究を担い、教授又は准教授の職務を助ける
- 十一 助手は、主として教育研究の補助を行う
- 十二 事務職員は、学校事務を処理する

(授業の担当)

第46条 各教科の主要な授業科目は専任教授が担当することを原則とする。ただし、事情により准教授、講師又は助教が分担することがある。

第47条 前条以外の授業科目の授業及び実験実習の指導には准教授、講師及び助教が担当することがある。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、職員の組織及び職務に関する必要な事項は別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第49条 本学に教授会を置く。

第50条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は別に定める。

第11章 評議会

(評議会)

第52条 本学に評議会を置き、大学全般の学事を審議する。

- 2 評議会は、学長、理事、副学長、学長補佐、大学院研究科長、学部長、学科長、図書館長、資料館長、総合学術センター長、研究・文化委員長、情報管理委員長、教育開発委員長、事務局長、事務局部長からなる。なお、必要に応じその他の者を加えることができる。
- 3 評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は別に定める。

第13章 図書館及び研究所等

(図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館の運営については別に定める。

(資料館)

第54条の2 本学に附属資料館(博物館)を置く。

- 2 附属資料館の運営については別に定める。

(研究所等)

第55条 本学に研究所等、教育研究に必要な附属施設を置くことができる。

2 附属研究所等の運営については別に定める。

第14章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第56条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第14条の規定による。

3 科目等履修生には、本学則第11条及び第12条の規定を準用して単位を与えることができる。

4 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第57条 官公庁その他の団体から委託生派遣の申出があったときは、研究及び授業に妨げのない限り、選考の上入学を許可することがある。

第58条 前条の規定による委託生で正規の課程の履修を希望する者は、第14条の規定による資格を有する者でなければならない。この場合単位履修、卒業等については正規の課程の学生に適用する規定を準用する。

第59条 委託生で科目等履修生として入学を希望する者は、第56条に定める科目等履修生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第61条 外国人留学生で前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第14条の規定による資格を有する者でなければならない。

第62条 前条の規定による外国人留学生の単位履修、卒業等については、正規の課程の学生に適用される規定の定めるところによる。

第63条 外国人留学生で科目等履修生として入学を希望する者は、第56条に定める科目等履修生に関する規定を準用する。

第64条 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第15章 学章

(学章)

第65条 学生は、本学規定の学章を携帯しなければならない。ただし、特別の事情のあるときは許可を得て携帯しないことができる。

2 学章に関する規定は別に定める。

第16章 厚生及び保健

(厚生及び保健)

第66条 学生は、定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

第67条 保健室の施設及び利用方法は別に定める。

第68条 厚生施設の施設及び利用方法は別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第69条 本学は公開講座を設け一般に公開することができる。公開講座に関する細目は別に定める。

第18章 改廃

(改廃)

第70条 この学則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の「3年次編入学定員」に関する規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	195名	390名	595名
	異文化コミュニケーション学科	130名	260名	396名

- 3 この学則に対する細則は別に定める。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に在学する平成13年度から平成15年度までの入学者に係る学部及び学科、授業科目、転学部、卒業の要件、教育職員免許取得要件、免許の種類、学位並びに教育課程については、第3条、第8条、第30条、第31条、第35条、第36条、第38条、別表第1、別表第2の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成14年度から平成16年度までの入学者に係る学習成績の評価方法、入学検定料並びに教育課程については、第12条、第39条、別表第1の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する平成14年度から平成15年度までの入学者に係る卒業の要件並びに教育課程については、第31条、別表第1の区分「経営サービス科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成17年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の区分「共通関連科目」の「情報科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成18年度までの入学者に係る学位並びに教育課程については、第38条、別表第1の区分「共通特別科目」、「経営法学科目」の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 19 年度までの入学者に係る単位の計算方法、卒業の要件並びに教育課程については、第 10 条、第 14 条、第 31 条、別表第 1 の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の観光文化学部 観光文化学科の「3 年次編入学定員」に関する規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する観光文化学部 観光文化学科の「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
観光文化学部	観光文化学科	187名	374名	563名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成 20 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 20 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の例による。ただし、平成 20 年度以降の入学者については、「経営文化学部 ビジネスマネジメント学科の専門科目」の「演習」及び「異文化コミュニケーション学部 異文化コミュニケーション学科の専門科目」の「演習」の改正規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 20 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の「3 年次編入学定員」に関する規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科 経営法学科	836名 80名	740名 160名	636名 242名
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科 生活心理学科	288名 48名	260名 96名	228名 146名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成 23 年度までの入学者に係る教育課程について

は、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の「3 年次編入学定員」に関する規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	680名	540名	400名
	経営法学科	160名	242名	324名
	金融経済学科	60名	120名	182名
コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科	252名	224名	196名
	生活心理学科	96名	146名	196名
	日本文化コミュニケーション学科	48名	96名	146名
観光メディア文化学部	観光文化学科	625名	498名	371名
	メディア情報文化学科	60名	120名	182名

- 3 この学則施行の際、現に在学する平成 24 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 25 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する平成 27 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
経営文化学部	ビジネスマネジメント学科	353名	350名	347名
	経営法学科	314名	304名	294名
	金融経済学科	232名	220名	208名
コミュニケーション文化学部	子ども学科	48名	96名	146名
観光メディア文化学部	観光文化学科	232名	220名	208名
	メディア情報文化学科	232名	220名	208名

3. この学則施行の際、現に在学する平成 28 年度までの入学者に係る「卒業要件(第 31 条)」及び「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 2 経営文化学部金融経済学科は、第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
 3 第 3 条の規定にかかわらず、経営文化学部経営法学科、経営文化学部金融経済学科及び看護学部看護学科の「収容定員」は、令和 2 年度から 4 年度までは次表の通りとする。

学 部	学 科	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経営文化学部	経営法学科	264 名	266 名	268 名
経営文化学部	金融経済学科	146 名	96 名	48 名
看護学部	看護学科	380 名	360 名	340 名

- 4 この学則施行の際、現に在学する平成 31 年度までの入学者に係る「卒業要件」及び「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 2 この学則施行の際、現に在学する令和 2 年度までの入学者に係る「単位の計算方法」、「卒業の要件」及び別表第一教育課程【基礎科目】の「キャリアデザイン基礎」以外の「教育課程」については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 2 この学則施行の際、現に在学する平成 31 年度から令和 3 年度までの入学者に係る教育課程の「演習」及び「日本語関連科目」以外については、別表第一の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 2 この学則施行の際、現に在学する令和 4 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 2 この学則施行の際、現に在学する令和 7 年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。